

(第3回定時株主総会議決権行使についての参考書類 別冊)

定款変更案別紙

双日株式会社

第二回 種優先株式要項

1. 優先配当金

(1) 第二回 種優先配当金

当社は、定款第36条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、第二回 種優先株式を有する株主（以下「第二回 種優先株主」という。）または第二回 種優先株式の登録株式質権者（以下「第二回 種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第二回 種優先株式1株につき下記(2)に定める額の剰余金（以下「第二回 種優先配当金」という。）を金銭により配当する。ただし、当該事業年度において下記(3)に定める第二回 種優先中間配当金を支払ったときは、当該第二回 種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第二回 種優先配当金の額

第二回 種優先配当金の額は、2,000円に、それぞれの事業年度毎に下記の配当率（以下「第二回 種優先配当率」という。）を乗じて算出した額とする。第二回 種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が200円を超える場合は、第二回 種優先配当金の額は200円とする。

第二回 種優先配当率は、平成15年4月1日以降、次回配当率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

第二回 種優先配当率 = 日本円TIBOR（1年物） + 1.0%

第二回 種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当率修正日」は、平成16年4月1日および、以降毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当率修正日とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、平成15年4月1日または各配当率修正日およびその直後の10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の2時点において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。

日本円TIBOR（1年物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

(3) 第二回 種優先中間配当金

当社は、定款第36条第2項に定める中間配当を行うときは、第二回 種優先株主または第二回 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、上記(2)に定める額の2分の1の剰余金（以下「第二回 種優先中間配当金」という。）を金銭により配当する。

(4) 非累積条項

ある事業年度において第二回 種優先株主または第二回 種優先登録株式質権者に対して配当する1株あたり剰余金の額が上記(2)に定める第二回 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

第二回 種優先株主または第二回 種優先登録株式質権者に対しては、第二回 種優先配当金を超えて配当は行わない。

2. 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、第二回 種優先株主または第二回 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第二回 種優先株式1株につき金2,000円を支払う。

第二回 種優先株主または第二回 種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

第二回 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、第二回 種優先株主は、平成19年4月1日以降、当社の前事業年度末のその他利益剰余金から、前事業年度に係る定時株主総会において決議する予定の優先株式の取得価額の総額を控除した額が600億円を超える場合に、第二回 種優先株主に対して第二回 種優先配当金全額を支払う旨の議案が当該総会に提出されない場合は当該総会より、またはその議案が当該総会において否決された場合は当該総会の終結の時より、第二回 種優先株主に対して第二回 種優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

4. 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、第二回 種優先株式について株式の併合もしくは分割、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

当社は、第二回 種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

5. 普通株式の交付と引換えに第二回 種優先株式を取得することを請求する権利

(1) 取得を請求し得べき期間（以下「転換請求期間」という。）

平成20年5月14日から平成30年5月13日までとする。

(2) 転換価額等の条件

第二回 種優先株主は、1株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当社に対して、当社の普通株式の交付と引換えに第二回 種優先株式を取得することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。

(イ)当初転換価額

262円

(ロ)転換価額の修正

転換価額は、平成20年5月14日から平成29年5月14日まで、毎年5月14日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ45取引日

(以下本要項において「取引日」というときは終値のない日を除く。)目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に修正される(修正後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記の時価算定期間に、下記(八)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(八)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。)。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。ただし、下記(八)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の100%に相当する金額(以下「上限転換価額」という。ただし、下記(八)により調整される。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(八)転換価額の調整

転換価額は、平成15年6月1日以降、下記に掲げる各事由により、次の算式(以下「転換価額調整式」という。)に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株あたりの普通株式数}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

転換価額調整式により第二回種優先株式の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

()下記 ()に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合(ただし、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得または行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

()株式の分割(無償割当てを含む。)をする場合。

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

()下記 ()に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込み(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

当社は、上記に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

()株式の併合、資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

()その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

()転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。

()転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

()転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

()転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。

(二)取得と引換えに交付すべき普通株式数

第二回 種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第二回 種優先株主が転換請求のために提出した第二回 種優先株式数} \times 2,000\text{円}}{\text{転換価額}}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ホ)転換請求受付場所

東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(ヘ)転換の効力発生

転換請求書および第二回 種優先株式の株券が上記(ホ)に記載する転換請求受付場所に到着した時に、当社は当該第二回 種優先株式を取得し、当該転換請求をした株主は、当社がその取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式の株主となる。ただし、第二回 種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

6. 普通株式への強制転換

当社は、転換請求期間中に転換請求のなかった第二回 種優先株式を、転換請求期間の末日の翌日（以下「強制転換基準日」という。）以降の取締役会で定める日をもって取得し、これと引換えに、2,000円を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（以下「強制転換価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

この場合、強制転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限強制転換価額」という。）を下回るときは、2,000円を当該下限強制転換価額で除して得られる数の普通株式を交付する。

ただし、上記5.(2)に定める転換価額が強制転換基準日までに上記5.(2)(八)により調整された場合には、下限強制転換価額についても同様の調整を行うものとする。

前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

第三回 種優先株式要項

1. 優先配当金

(1) 第三回 種優先配当金

当社は、定款第36条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、第三回 種優先株式を有する株主（以下「第三回 種優先株主」という。）または第三回 種優先株式の登録株式質権者（以下「第三回 種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第三回 種優先株式1株につき下記(2)に定める額の剰余金（以下「第三回 種優先配当金」という。）を金銭により配当する。ただし、当該事業年度において下記(3)に定める第三回 種優先中間配当金を支払ったときは、当該第三回 種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第三回 種優先配当金の額

第三回 種優先配当金の額は、2,000円に、それぞれの事業年度毎に下記の配当率（以下「第三回 種優先配当率」という。）を乗じて算出した額とする。第三回 種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が200円を超える場合は、第三回 種優先配当金の額は200円とする。

第三回 種優先配当率は、平成15年4月1日以降、次回配当率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

第三回 種優先配当率 = 日本円TIBOR（1年物） + 1.25%

第三回 種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当率修正日」は、平成16年4月1日および、以降毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当率修正日とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、平成15年4月1日または各配当率修正日およびその直後の10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の2時点において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。

日本円TIBOR（1年物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

(3) 第三回 種優先中間配当金

当社は、定款第36条第2項に定める中間配当を行うときは、第三回 種優先株主または第三回 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、上記(2)に定める額の2分の1の剰余金（以下「第三回 種優先中間配当金」という。）を金銭により配当する。

(4) 非累積条項

ある事業年度において第三回 種優先株主または第三回 種優先登録株式質権者に対して配当する1株あたり剰余金の額が上記(2)に定める第三回 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

第三回 種優先株主または第三回 種優先登録株式質権者に対しては、第三回 種優先配当金を超えて配当は行わない。

2. 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、第三回 種優先株主または第三回 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第三回 種優先株式1株につき金2,000円を支払う。

第三回 種優先株主または第三回 種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

第三回 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、第三回 種優先株主は、平成19年4月1日以降、当社の前事業年度末のその他利益剰余金から、前事業年度に係る定時株主総会において決議する予定の優先株式の取得価額の総額を控除した額が600億円を超える場合に、第三回 種優先株主に対して第三回 種優先配当金全額を支払う旨の議案が当該総会に提出されない場合は当該総会より、またはその議案が当該総会において否決された場合は当該総会の終結の時より、第三回 種優先株主に対して第三回 種優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

4. 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、第三回 種優先株式について株式の併合もしくは分割、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

当社は、第三回 種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

5. 普通株式の交付と引換えに第三回 種優先株式を取得することを請求する権利

(1) 取得を請求し得べき期間（以下「転換請求期間」という。）

平成22年5月14日から平成32年5月13日までとする。

(2) 転換価額等の条件

第三回 種優先株主は、1株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当社に対して、当社の普通株式の交付と引換えに第三回 種優先株式を取得することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。

(イ)当初転換価額

262円

(ロ)転換価額の修正

転換価額は、平成22年5月14日から平成31年5月14日まで、毎年5月14日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ45取引日

(以下本要項において「取引日」というときは終値のない日を除く。)目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に修正される(修正後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記の時価算定期間に、下記(八)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(八)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。)。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。ただし、下記(八)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の100%に相当する金額(以下「上限転換価額」という。ただし、下記(八)により調整される。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(八)転換価額の調整

転換価額は、平成15年6月1日以降、下記に掲げる各事由により、次の算式(以下「転換価額調整式」という。)に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株あたりの普通株式数}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

転換価額調整式により第三回種優先株式の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

()下記 ()に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合(ただし、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得または行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

()株式の分割(無償割当てを含む。)をする場合。

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

()下記 ()に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込み(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

当社は、上記に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

()株式の併合、資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

()その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

()転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。

()転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

()転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

()転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。

(二)取得と引換えに交付すべき普通株式数

第三回 種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第三回 種優先株主が転換請求のために提出した第三回 種優先株式数} \times 2,000\text{円}}{\text{転換価額}}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ホ)転換請求受付場所

東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(ヘ)転換の効力発生

転換請求書および第三回 種優先株式の株券が上記(ホ)に記載する転換請求受付場所に到着した時に、当社は当該第三回 種優先株式を取得し、当該転換請求をした株主は、当社がその取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式の株主となる。ただし、第三回 種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

6. 普通株式への強制転換

当社は、転換請求期間中に転換請求のなかった第三回 種優先株式を、転換請求期間の末日の翌日（以下「強制転換基準日」という。）以降の取締役会で定める日をもって取得し、これと引換えに、2,000円を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（以下「強制転換価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

この場合、強制転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限強制転換価額」という。）を下回るときは、2,000円を当該下限強制転換価額で除して得られる数の普通株式を交付する。

ただし、上記5.(2)に定める転換価額が強制転換基準日までに上記5.(2)(八)により調整された場合には、下限強制転換価額についても同様の調整を行うものとする。

前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

第四回 種優先株式要項

1. 優先配当金

(1) 第四回 種優先配当金

当社は、定款第36条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、第四回 種優先株式を有する株主（以下「第四回 種優先株主」という。）または第四回 種優先株式の登録株式質権者（以下「第四回 種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第四回 種優先株式1株につき下記(2)に定める額の剰余金（以下「第四回 種優先配当金」という。）を金銭により配当する。ただし、当該事業年度において下記(3)に定める第四回 種優先中間配当金を支払ったときは、当該第四回 種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第四回 種優先配当金の額

第四回 種優先配当金の額は、2,000円に、それぞれの事業年度毎に下記の配当率（以下「第四回 種優先配当率」という。）を乗じて算出した額とする。第四回 種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が200円を超える場合は、第四回 種優先配当金の額は200円とする。

第四回 種優先配当率は、平成15年4月1日以降、次回配当率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

第四回 種優先配当率 = 日本円TIBOR（1年物） + 1.5%

第四回 種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当率修正日」は、平成16年4月1日および、以降毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当率修正日とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、平成15年4月1日または各配当率修正日およびその直後の10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の2時点において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。

日本円TIBOR（1年物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

(3) 第四回 種優先中間配当金

当社は、定款第36条第2項に定める中間配当を行うときは、第四回 種優先株主または第四回 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、上記(2)に定める額の2分の1の剰余金（以下「第四回 種優先中間配当金」という。）を金銭により配当する。

(4) 非累積条項

ある事業年度において第四回 種優先株主または第四回 種優先登録株式質権者に対して配当する1株あたり剰余金の額が上記(2)に定める第四回 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

第四回 種優先株主または第四回 種優先登録株式質権者に対しては、第四回 種優先配当金を超えて配当は行わない。

2. 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、第四回 種優先株主または第四回 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第四回 種優先株式1株につき金2,000円を支払う。

第四回 種優先株主または第四回 種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

第四回 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、第四回 種優先株主は、平成19年4月1日以降、当社の前事業年度末のその他利益剰余金から、前事業年度に係る定時株主総会において決議する予定の優先株式の取得価額の総額を控除した額が600億円を超える場合に、第四回 種優先株主に対して第四回 種優先配当金全額を支払う旨の議案が当該総会に提出されない場合は当該総会より、またはその議案が当該総会において否決された場合は当該総会の終結の時より、第四回 種優先株主に対して第四回 種優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

4. 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、第四回 種優先株式について株式の併合もしくは分割、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

当社は、第四回 種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

5. 普通株式の交付と引換えに第四回 種優先株式を取得することを請求する権利

(1) 取得を請求し得べき期間（以下「転換請求期間」という。）

平成24年5月14日から平成34年5月13日までとする。

(2) 転換価額等の条件

第四回 種優先株主は、1株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当社に対して、当社の普通株式の交付と引換えに第四回 種優先株式を取得することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。

(イ)当初転換価額

262円

(ロ)転換価額の修正

転換価額は、平成24年5月14日から平成33年5月14日まで、毎年5月14日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ45取引日

(以下本要項において「取引日」というときは終値のない日を除く。)目に始まる30取引日(以下それぞれ「時価算定期間」という。)の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に修正される(修正後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記の時価算定期間に、下記(八)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(八)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。)。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。ただし、下記(八)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の100%に相当する金額(以下「上限転換価額」という。ただし、下記(八)により調整される。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(八)転換価額の調整

転換価額は、平成15年6月1日以降、下記に掲げる各事由により、次の算式(以下「転換価額調整式」という。)に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株あたりの普通株式数}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

転換価額調整式により第四回種優先株式の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

() 下記 () に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合(ただし、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得または行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

() 株式の分割(無償割当てを含む。)をする場合。

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

() 下記 () に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込み(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

当社は、上記に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

- ()株式の併合、資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ()その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ()転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。

- ()転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- ()転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- ()転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。

(二)取得と引換えに交付すべき普通株式数

第四回 種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第四回 種優先株主が転換請求のために提出した第四回 種優先株式数} \times 2,000\text{円}}{\text{転換価額}}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ホ)転換請求受付場所

東京都江東区東砂七丁目10番11号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(ハ)転換の効力発生

転換請求書および第四回 種優先株式の株券が上記(ホ)に記載する転換請求受付場所に到着した時に、当社は当該第四回 種優先株式を取得し、当該転換請求をした株主は、当社がその取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式の株主となる。ただし、第四回 種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

6. 普通株式への強制転換

当社は、転換請求期間中に転換請求のなかった第四回 種優先株式を、転換請求期間の末日の翌日（以下「強制転換基準日」という。）以降の取締役会で定める日をもって取得し、これと引換えに、2,000円を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（以下「強制転換価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

この場合、強制転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限強制転換価額」という。）を下回るときは、2,000円を当該下限強制転換価額で除して得られる数の普通株式を交付する。

ただし、上記5.(2)に定める転換価額が強制転換基準日までに上記5.(2)(八)により調整された場合には、下限強制転換価額についても同様の調整を行うものとする。

前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

第一回 種優先株式要項

1. 優先配当金

(1) 第一回 種優先配当金

当社は、定款第36条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、第一回 種優先株式を有する株主（以下「第一回 種優先株主」という。）または第一回 種優先株式の登録株式質権者（以下「第一回 種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第一回 種優先株式1株につき下記(2)に定める額の剰余金（以下「第一回 種優先配当金」という。）を金銭により配当する。ただし、当該事業年度において下記(3)に定める第一回 種優先中間配当金を支払ったときは、当該第一回 種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第一回 種優先配当金の額

第一回 種優先配当金の額は、2,000円に、それぞれの事業年度毎に下記の配当率（以下「第一回 種優先配当率」という。）を乗じて算出した額とする。第一回 種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が200円を超える場合は、第一回 種優先配当金の額は200円とする。

第一回 種優先配当率は、平成15年4月1日以降、次回配当率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

第一回 種優先配当率 = 日本円TIBOR（1年物） + 1.75%

第一回 種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当率修正日」は、平成16年4月1日および、以降毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当率修正日とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、平成15年4月1日または各配当率修正日およびその直後の10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の2時点において、午前11時における日本円1年物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。

日本円TIBOR（1年物）が公表されていない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。

(3) 第一回 種優先中間配当金

当社は、定款第36条第2項に定める中間配当を行うときは、第一回 種優先株主または第一回 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、上記(2)に定める額の2分の1の剰余金（以下「第一回 種優先中間配当金」という。）を金銭により配当する。

(4) 非累積条項

ある事業年度において第一回 種優先株主または第一回 種優先登録株式質権者に対して配当する1株あたり剰余金の額が上記(2)に定める第一回 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

第一回 種優先株主または第一回 種優先登録株式質権者に対しては、第一回 種優先配当金を超えて配当は行わない。

2. 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、第一回 種優先株主または第一回 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一回 種優先株式1株につき金2,000円を支払う。

第一回 種優先株主または第一回 種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

3. 第一回 種優先株主による取得請求権

- (1) 第一回 種優先株主は、平成27年5月14日以降、当社の前事業年度末のその他利益剰余金が600億円を超える場合、毎年7月1日から7月31日までの期間（以下「取得請求可能期間」という。）において、当該その他利益剰余金に2分の1を乗じた額から、当該取得請求がなされた事業年度の前事業年度に係る定時株主総会において決議した、または決議する予定の優先株式の取得価額の総額を控除した額を限度として、その保有する第一回 種優先株式の全部または一部の取得請求をすることができ、当社は、取得請求可能期間満了の日から1ヵ月以内に、取得を行うものとする。
- (2) 前記限度額を超えて第一回 種優先株主からの取得請求があった場合、取得の順位は、取得請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。
- (3) 取得価額は、第一回 種優先株式1株につき金2,000円とする。

4. 議決権

第一回 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、第一回 種優先株主は、平成19年4月1日以降、当社の前事業年度末のその他利益剰余金から、前事業年度に係る定時株主総会において決議する予定の優先株式の取得価額の総額を控除した額が600億円を超える場合に、第一回 種優先株主に対して第一回 種優先配当金全額を支払う旨の議案が当該総会に提出されない場合は当該総会より、またはその議案が当該総会において否決された場合は当該総会の終結の時より、第一回 種優先株主に対して第一回 種優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

5. 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、第一回 種優先株式について株式の併合もしくは分割、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

当社は、第一回 種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

6. 普通株式の交付と引換えに第一回 種優先株式を取得することを請求する権利

(1) 取得を請求し得べき期間（以下「転換請求期間」という。）

平成26年5月14日から平成36年5月13日までとする。

(2) 転換価額等の条件

第一回 種優先株主は、1株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当会社に対して、当会社の普通株式の交付と引換えに第一回 種優先株式を取得することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。

(イ)当初転換価額

262円

(ロ)転換価額の修正

転換価額は、平成26年5月14日から平成35年5月14日まで、毎年5月14日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ45取引日（以下本要項において「取引日」というときは終値のない日を除く。）目に始まる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に修正される（修正後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記の時価算定期間に、下記(ハ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の100%に相当する金額（以下「上限転換価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(ハ)転換価額の調整

転換価額は、平成15年6月1日以降、下記 に掲げる各事由により、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株あたりの普通株式数} \times \text{払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

転換価額調整式により第一回 種優先株式の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

() 下記 () に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合（ただし、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得または行使による場合を除く。）。

調整後の転換価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ()株式の分割（無償割当てを含む。）をする場合。
調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ()下記 ()に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。
調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込み（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- 当会社は、上記 に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。
- ()株式の併合、資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ()その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ()転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。
- ()転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- ()転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- ()転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。

(二)取得と引換えに交付すべき普通株式数

第一回 種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第一回 種優先株主が転換請求のために提出した第一回 種優先株式数} \times 2,000\text{円}}{\text{転換価額}}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ホ)転換請求受付場所

東京都江東区東砂七丁目10番11号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(ヘ)転換の効力発生

転換請求書および第一回 種優先株式の株券が上記(ホ)に記載する転換請求受付場所に到着した時に、当社は当該第一回 種優先株式を取得し、当該転換請求をした株主は、当社がその取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式の株主となる。ただし、第一回 種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

7. 普通株式への強制転換

当社は、転換請求期間中に転換請求のなかった第一回 種優先株式を、転換請求期間の末日の翌日（以下「強制転換基準日」という。）以降の取締役会で定める日をもって取得し、これと引換えに、2,000円を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（以下「強制転換価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

この場合、強制転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限強制転換価額」という。）を下回るときは、2,000円を当該下限強制転換価額で除して得られる数の普通株式を交付する。

ただし、上記6.(2)に定める転換価額が強制転換基準日までに上記6.(2)(八)により調整された場合には、下限強制転換価額についても同様の調整を行うものとする。

前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

第一回 種優先株式要項

1. 優先配当金

(1) 第一回 種優先配当金

当社は、定款第36条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、第一回 種優先株式を有する株主（以下「第一回 種優先株主」という。）または第一回 種優先株式の登録株式質権者（以下「第一回 種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第一回 種優先株式1株につき下記(2)に定める額の剰余金（以下「第一回 種優先配当金」という。）を金銭により配当する。ただし、当該事業年度において下記(3)に定める第一回 種優先中間配当金を支払ったときは、当該第一回 種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第一回 種優先配当金の額

1株につき15円

(3) 第一回 種優先中間配当金

当社は、定款第36条第2項に定める中間配当を行うときは、第一回 種優先株主または第一回 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、上記(2)に定める額の2分の1の剰余金（以下「第一回 種優先中間配当金」という。）を金銭により配当する。

(4) 非累積条項

ある事業年度において第一回 種優先株主または第一回 種優先登録株式質権者に対して配当する1株あたり剰余金の額が上記(2)に定める第一回 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

第一回 種優先株主または第一回 種優先登録株式質権者に対しては、第一回 種優先配当金を超えて配当は行わない。

2. 残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、第一回 種優先株主または第一回 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一回 種優先株式1株につき金2,000円を支払う。

第一回 種優先株主または第一回 種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

3. 130%コールオプションによる取得条項

(1) 当社は、平成18年5月14日以降、東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値が20連続取引日（以下本要項において「取引日」というときは終値のない日を除く。）にわたり、当該各取引日に適用のある第一回 種優先株式の転換価額の130%以上であった場合、当社はその選択により、当該20連続取引日の末日から30日以内に、第一回 種優先株主に対して当社が別に定める取得日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、第一回 種優先株式の全部または一部を取得

することができる。

- (2) 取得価額は、第一回 種優先株式 1 株につき金2,000円とする。
- (3) 一部取得するときは、抽選その他の方法により行う。

4. 議決権

第一回 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、第一回 種優先株主は、平成19年4月1日以降、当会社の前事業年度末のその他利益剰余金から、前事業年度に係る定時株主総会において決議する予定の優先株式の取得価額の総額を控除した額が600億円を超える場合に、第一回 種優先株主に対して第一回 種優先配当金全額を支払う旨の議案が当該総会に提出されない場合は当該総会より、またはその議案が当該総会において否決された場合は当該総会の終結の時より、第一回 種優先株主に対して第一回 種優先配当金全額を支払う旨の決議がなされる時まで議決権を有する。

5. 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、第一回 種優先株式について株式の併合もしくは分割、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

当社は、第一回 種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

6. 普通株式の交付と引換えに第一回 種優先株式を取得することを請求する権利

- (1) 取得を請求し得べき期間（以下「転換請求期間」という。）

平成16年5月14日から平成25年5月13日までとする。

- (2) 転換価額等の条件

第一回 種優先株主は、1株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当会社に対して、当会社の普通株式の交付と引換えに第一回 種優先株式を取得することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。

(イ)当初転換価額

当初転換価額は、平成15年11月14日に先立つ5営業日（平成15年11月14日を除き、終値のない日を含む。）の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の合計を終値のある営業日数で除して得られる金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。

(ロ)転換価額の修正

転換価額は、平成16年5月14日から平成24年5月14日まで、毎年5月14日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ10取引日（当該転換価額修正日を除く。以下それぞれ「時価算定期間」という。）の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値がその時に有効な転換価額を下回る場合、かかる平均値に修正される（修正後転換価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の30%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。以下「下限転換価

額」という。ただし、下記(八)により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(八)転換価額の調整

転換価額は、平成15年11月14日以降、下記 に掲げる各事由により、次の算式(以下「転換価額調整式」という。)に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

転換価額調整式により第一回 種優先株式の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

() 下記 () に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合(ただし、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得または行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

() 株式の分割(無償割当てを含む。)をする場合。

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

() 下記 () に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込み(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

当会社は、上記 に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

() 株式の併合、資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

() その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

() 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- () 転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。
- () 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。
- () 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。

(二) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

第一回 種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第一回 種優先株主が転換請求のために提出した第一回 種優先株式数} \times 2,000\text{円}}{\text{転換価額}}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ホ) 転換請求受付場所

東京都江東区東砂七丁目10番11号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(ハ) 転換の効力発生

転換請求書および第一回 種優先株式の株券が上記(ホ)に記載する転換請求受付場所に到着した時に、当社は当該第一回 種優先株式を取得し、当該転換請求をした株主は、当社がその取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式の株主となる。ただし、第一回 種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

7. 普通株式への強制転換

当社は、転換請求期間中に転換請求のなかった第一回 種優先株式を、転換請求期間の末日の翌日（以下「強制転換基準日」という。）以降の取締役会で定める日をもって取得し、これと引換えに、2,000円を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（以下「強制転換価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

この場合、強制転換価額が当初転換価額の30%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。以下「下限強制転換価額」という。）を下回るときは、2,000円を当該下限強制転換価額で除して得られる数の普通株式を交付する。また、強制転換価額が強制転換基準日の前日において適用のある第一回 種優先株

式の転換価額の100%に相当する金額（以下「上限強制転換価額」という。）を上回るときは、2,000円を当該上限強制転換価額で除して得られる数の普通株式となる。

ただし、上記6.(2)に定める転換価額が強制転換基準日までに上記6.(2)(八)により調整された場合には、下限強制転換価額および上限強制転換価額についても同様の調整を行うものとする。

前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

第一回 種優先株式要項

1. 配当金

(1) 第一回 種配当金

当社は、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に対して定款第36条第1項に定める剰余金の配当（以下「期末配当」という。）を行う場合において、その普通株式1株あたりの配当の額と、当該事業年度において普通株主および普通登録株式質権者に対して定款第36条第2項に定める中間配当（以下「中間配当」という。）を支払った場合における普通株式1株あたりの中間配当金の額との合計額（以下「普通株式年間配当額」という。）が、50円以上となるときは、第一回 種優先株式を有する株主（以下「第一回 種優先株主」という。）または第一回 種優先株式の登録株式質権者（以下「第一回 種優先登録株式質権者」という。）に対し、第一回 種優先株式1株につき下記(2)に定める方法により決定される額の剰余金（以下「第一回 種配当金」という。）を金銭により配当する。

(2) 第一回 種配当金の額

第一回 種配当金の額は、普通株式年間配当額を、当該期末配当に係る基準日に先立つ45取引日（以下本要項において「取引日」というときは終値のない日は除く。）目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値で除した値に、10,000円を乗じ、さらにこれに1.2を乗じた額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。以下「第一回 種年間配当額」という。）とする。ただし、当該事業年度において次項に定める第一回 種中間配当金を支払ったときは、第一回 種年間配当額から当該第一回 種中間配当金の額を控除した残額がある場合に、当該残額を第一回 種配当金として支払う。また、第一回 種配当金の額は、当該事業年度において次項に定める第一回 種中間配当金を支払った場合における当該第一回 種中間配当金の額と合計して、2,000円を超えないものとする。

(3) 第一回 種配当金の支払順位

普通株式に係る期末配当金と第一回 種配当金の支払順位は同順位とする。

2. 中間配当金

(1) 第一回 種中間配当金

当社は、普通株主および普通登録株式質権者に対して普通株式1株につき25円以上の額の中間配当金をもって中間配当を行うときは、第一回 種優先株主または第一回 種優先登録株式質権者に対し、第一回 種優先株式1株につき下記(2)に定める方法により決定される額の剰余金（以下「第一回 種中間配当金」という。）を金銭により配当する。

(2) 第一回 種中間配当金の額

第一回 種中間配当金の額は、普通株主および普通登録株式質権者に対して支払う普通株式1株あたりの中間配当金の額を、当該中間配当に係る基準日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日

の終値（気配表示を含む。）の平均値で除した値に、10,000円を乗じ、さらにこれに1.2を乗じた額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）とする。ただし、第一回種優先株式1株あたりの第一回種中間配当金の額は、1,000円を上限とする。

(3) 第一回種中間配当金の支払順位

普通株式に係る中間配当金および第一回種中間配当金の支払順位は同順位とする。

3. 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、第一回種優先株主または第一回種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一回種優先株式1株につき金10,000円を支払う。

第一回種優先株主または第一回種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

4. 取得条項

(1) 当社は、当社が別に定める日（ただし、平成20年3月31日まで（当日を含む。）の日に限る。）に、第一回種優先株式の全部または一部を取得することができる。

(2) 取得価額は、平成19年9月30日まで（当日を含む。）に取得する場合には第一回種優先株式1株につき金2,300円とし、平成19年10月1日以降に取得する場合には第一回種優先株式1株につき金2,500円とする。

(3) 一部取得するときは、各第一回種優先株主の保有する第一回種優先株式数に応じて按分して取得する。

5. 議決権

第一回種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

6. 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、第一回種優先株式について株式の併合もしくは分割、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

当社は、第一回種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

7. 普通株式の交付と引換えに第一回種優先株式を取得することを請求する権利

(1) 取得を請求し得べき期間（以下「転換請求期間」という。）

平成36年10月29日以降とする。

(2) 転換価額等の条件

第一回種優先株主は、1株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当社に対して、当社の普通株式の交付と引換えに第一回種優先株式を取得することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。

(イ)当初転換価額

当初転換価額は、平成36年10月29日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。ただし、上記計算の結果、当初転換価額が200円（以下「下限当初転換価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には、下限当初転換価額をもって当初転換価額とする。

(ロ)転換価額の修正

転換価額は、平成37年10月29日以降、毎年10月29日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「修正後転換価額」という。）に修正される。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(ハ)転換価額の調整

転換価額は、平成36年10月29日以降、下記 に掲げる各事由により、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式} \times \text{1株あたりの普通株式} \times \text{払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

転換価額調整式により第一回 種優先株式の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

() 下記 () に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合（ただし、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得または行使による場合を除く。）。

調整後の転換価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

() 株式の分割（無償割当てを含む。）をする場合。

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

() 下記 () に定める時価を下回る当初価額をもって当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込み（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

当会社は、上記に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

()株式の併合、資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

()その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

()転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。

()転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

()転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

()転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。

(二)上記(ロ)または(ハ)により転換価額の修正または調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正前または調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額およびその適用の日その他必要な事項を第一回種優先株主に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(ホ)取得と引換えに交付すべき普通株式数

第一回 種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第一回 種優先株主が転換請求のために提出した第一回 種優先株式数} \times 10,000\text{円}}{\text{転換価額}}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ヘ)転換請求受付場所

東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(ト)転換の効力発生

転換請求書および第一回 種優先株式の株券が上記(ヘ)に記載する転換請求受付場所に到着した時に、当会社は当該第一回 種優先株式を取得し、当該転換請求をした株主は、当社がその取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式の株主となる。ただし、第一回 種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

第一回 種優先株式要項

1. 優先配当金

(1) 第一回 種優先配当金

当社は、定款第36条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、第一回 種優先株式を有する株主（以下「第一回 種優先株主」という。）または第一回 種優先株式の登録株式質権者（以下「第一回 種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第一回 種優先株式1株につき下記(2)に定める額の剰余金（以下「第一回 種優先配当金」という。）を金銭により配当する。ただし、当該事業年度において下記(3)に定める第一回 種優先中間配当金を支払ったときは、当該第一回 種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第一回 種優先配当金の額

第一回 種優先配当金の額は、12,000円に、それぞれの事業年度毎に下記の配当率（以下「第一回 種優先配当率」という。）を乗じて算出した額とする。第一回 種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が1,200円を超える場合は、第一回 種優先配当金の額は1,200円とする。

第一回 種優先配当率は、平成16年4月1日以降、次回配当率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式によりそれぞれ計算される率とする。

平成17年3月31日に終了する営業年度から平成21年3月31日に終了する営業年度まで

第一回 種優先配当率 = 日本円TIBOR（1年物） + 0.75%

平成22年3月31日に終了する営業年度から平成26年3月31日に終了する営業年度まで

第一回 種優先配当率 = 日本円TIBOR（1年物） + 1.00%

平成27年3月31日に終了する営業年度から平成31年3月31日に終了する営業年度まで

第一回 種優先配当率 = 日本円TIBOR（1年物） + 1.25%

平成32年3月31日に終了する営業年度から平成36年3月31日に終了する営業年度まで

第一回 種優先配当率 = 日本円TIBOR（1年物） + 1.50%

平成37年3月31日に終了する営業年度以降

第一回 種優先配当率 = 日本円TIBOR（1年物） + 1.75%

第一回 種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当率修正日」は、平成17年4月1日および、以降毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当率修正日とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、平成16年4月1日または各配当率修正日およびその直後の10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の2時点（以下それぞれ「優先配当決定基準日」という。）において、午前11時における日本円1年物トーキー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。

当該平均値の算出にあたり、優先配当決定基準日に日本円1年物トーキー・イン

ター・バンク・オファード・レートが公表されない場合、これに代えて、同日（当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを用いるものとする。

(3) 第一回 種優先中間配当金

当会社は、定款第36条第2項に定める中間配当を行うときは、第一回 種優先株主または第一回 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、上記(2)に定める額の2分の1の剰余金（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。以下「第一回 種優先中間配当金」という。）を金銭により配当する。

(4) 非累積条項

ある事業年度において第一回 種優先株主または第一回 種優先登録株式質権者に対して配当する1株あたり剰余金の額が上記(2)に定める第一回 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

第一回 種優先株主または第一回 種優先登録株式質権者に対しては、第一回 種優先配当金を超えて配当は行わない。

2. 残余財産の分配

当会社の残余財産を分配するときは、第一回 種優先株主または第一回 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第一回 種優先株式1株につき金12,000円を支払う。

第一回 種優先株主または第一回 種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

3. 取得条項

(1) 当会社は、当会社が別に定める日（ただし、平成20年3月31日まで（当日を含む。）の日に限る。）に、第一回 種優先株式の全部または一部を取得することができる。

(2) 取得価額は、平成19年9月30日まで（当日を含む。）に取得する場合には第一回 種優先株式1株につき金5,160円とし、平成19年10月1日以降に取得する場合には第一回 種優先株式1株につき金5,400円とする。

(3) 一部取得するときは、各第一回 種優先株主の保有する第一回 種優先株式数に応じて按分して取得する。

4. 議決権

第一回 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

5. 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等の付与
当社は、法令に定める場合を除き、第一回 種優先株式について株式の併合もしくは分割、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。
当社は、第一回 種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

6. 普通株式の交付と引換えに第一回 種優先株式を取得することを請求する権利

- (1) 取得を請求し得べき期間（以下「転換請求期間」という。）

平成31年10月29日以降とする。

- (2) 転換価額等の条件

第一回 種優先株主は、1株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当会社に対して、当会社の普通株式の交付と引換えに第一回 種優先株式を取得することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。

- (イ)当初転換価額

当初転換価額は、平成31年10月29日に先立つ45取引日（以下本要項において「取引日」というときは終値のない日は除く。）目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。ただし、上記計算の結果、当初転換価額が200円（以下「下限当初転換価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には、下限当初転換価額をもって、また当初転換価額が2,162.2円（以下「上限当初転換価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を上回る場合には上限当初転換価額をもって当初転換価額とする。

- (ロ)転換価額の修正

転換価額は、平成32年10月29日以降、毎年10月29日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「修正後転換価額」という。）に修正される。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の30%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の500%に相当する金額（以下「上限転換価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(八) 転換価額の調整

転換価額は、平成31年10月29日以降、下記 に掲げる各事由により、次の算式 (以下「転換価額調整式」という。) に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

転換価額調整式により第一回 種優先株式の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

() 下記 () に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合 (ただし、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。)) の取得または行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

() 株式の分割 (無償割当てを含む。) をする場合。

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

() 下記 () に定める時価を下回る当初価額をもって当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込み (新株予約権が無償にて発行される場合は割当日) の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

当会社は、上記 に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

() 株式の併合、資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

() その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

() 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。

- () 転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- () 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- () 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。
- (二) 上記(ロ)または(ハ)により転換価額の修正または調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正前または調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額およびその適用の日その他必要な事項を第一回種優先株主に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- (ホ) 取得と引換えに交付すべき普通株式数
 第一回種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第一回種優先株主が転換請求のために提出した第一回種優先株式数} \times 12,000\text{円}}{\text{転換価額}}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (ヘ) 転換請求受付場所
 東京都江東区東砂七丁目10番11号
 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
- (ト) 転換の効力発生
 転換請求書および第一回種優先株式の株券が上記(ヘ)に記載する転換請求受付場所に到着した時に、当会社は当該第一回種優先株式を取得し、当該転換請求をした株主は、当会社がその取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式の株主となる。ただし、第一回種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

第二回 種優先株式要項

1. 優先配当金

(1) 第二回 種優先配当金

当社は、定款第36条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、第二回 種優先株式を有する株主（以下「第二回 種優先株主」という。）または第二回 種優先株式の登録株式質権者（以下「第二回 種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第二回 種優先株式1株につき下記(2)に定める額の剰余金（以下「第二回 種優先配当金」という。）を金銭により配当する。ただし、当該事業年度において下記(3)に定める第二回 種優先中間配当金を支払ったときは、当該第二回 種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第二回 種優先配当金の額

第二回 種優先配当金の額は、10,000円に、それぞれの事業年度毎に下記の配当率（以下「第二回 種優先配当率」という。）を乗じて算出した額とする。第二回 種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果が1,000円を超える場合は、第二回 種優先配当金の額は1,000円とする。

第二回 種優先配当率は、平成16年4月1日以降、次回配当率修正日（下記に定義される。）の前日までの各事業年度について、下記算式によりそれぞれ計算される率とする。

平成17年3月31日に終了する営業年度から平成21年3月31日に終了する営業年度まで

第二回 種優先配当率 = 日本円TIBOR（1年物） + 1.75%

平成22年3月31日に終了する営業年度から平成26年3月31日に終了する営業年度まで

第二回 種優先配当率 = 日本円TIBOR（1年物） + 2.00%

平成27年3月31日に終了する営業年度から平成31年3月31日に終了する営業年度まで

第二回 種優先配当率 = 日本円TIBOR（1年物） + 2.25%

平成32年3月31日に終了する営業年度から平成36年3月31日に終了する営業年度まで

第二回 種優先配当率 = 日本円TIBOR（1年物） + 2.50%

平成37年3月31日に終了する営業年度以降

第二回 種優先配当率 = 日本円TIBOR（1年物） + 2.75%

第二回 種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「配当率修正日」は、平成17年4月1日および、以降毎年4月1日とする。当日が銀行休業日の場合は前営業日を配当率修正日とする。

「日本円TIBOR（1年物）」とは、平成16年4月1日または各配当率修正日およびその直後の10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の2時点（以下それぞれ「優先配当決定基準日」という。）において、午前11時における日本円1年物トーキー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値の平均値を指すものとする。

当該平均値の算出にあたり、優先配当決定基準日に日本円1年物トーキー・イン

ター・バンク・オファード・レートが公表されない場合、これに代えて、同日（当日がロンドンにおける銀行休業日の場合は前営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円LIBOR 1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを用いるものとする。

(3) 第二回 種優先中間配当金

当会社は、定款第36条第2項に定める中間配当を行うときは、第二回 種優先株主または第二回 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、上記(2)に定める額の2分の1の剰余金（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。以下「第二回 種優先中間配当金」という。）を金銭により配当する。

(4) 非累積条項

ある事業年度において第二回 種優先株主または第二回 種優先登録株式質権者に対して配当する1株あたり剰余金の額が上記(2)に定める第二回 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

第二回 種優先株主または第二回 種優先登録株式質権者に対しては、第二回 種優先配当金を超えて配当は行わない。

2. 残余財産の分配

当会社の残余財産を分配するときは、第二回 種優先株主または第二回 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第二回 種優先株式1株につき金10,000円を支払う。

第二回 種優先株主または第二回 種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

3. 取得条項

(1) 当会社は、当会社が別に定める日（ただし、平成20年3月31日まで（当日を含む。）の日に限る。）に、第二回 種優先株式の全部または一部を取得することができる。

(2) 取得価額は、平成19年9月30日まで（当日を含む。）に取得する場合には第二回 種優先株式1株につき金10,000円とし、平成19年10月1日以降に取得する場合には第二回 種優先株式1株につき金10,200円とする。

(3) 一部取得するときは、各第二回 種優先株主の保有する第二回 種優先株式数に応じて按分して取得する。

4. 議決権

第二回 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

5. 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等の付与
当社は、法令に定める場合を除き、第二回 種優先株式について株式の併合もしくは分割、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。
当社は、第二回 種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

6. 普通株式の交付と引換えに第二回 種優先株式を取得することを請求する権利

- (1) 取得を請求し得べき期間（以下「転換請求期間」という。）

平成27年10月29日以降とする。

- (2) 転換価額等の条件

第二回 種優先株主は、1株につき下記(イ)乃至(ハ)に定める転換価額により、当会社に対して、当会社の普通株式の交付と引換えに第二回 種優先株式を取得することを請求（以下「転換請求」という。）することができる。

- (イ)当初転換価額

当初転換価額は、平成27年10月29日に先立つ45取引日（以下本要項において「取引日」というときは終値のない日は除く。）目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。ただし、上記計算の結果、当初転換価額が200円（以下「下限当初転換価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には、下限当初転換価額をもって、また当初転換価額が864.9円（以下「上限当初転換価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を上回る場合には上限当初転換価額をもって当初転換価額とする。

- (ロ)転換価額の修正

転換価額は、平成28年10月29日以降、毎年10月29日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下それぞれ「時価算定期間」という。）の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「修正後転換価額」という。）に修正される。なお、上記の時価算定期間内に、下記(ハ)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後転換価額は、下記(ハ)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の30%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の200%に相当する金額（以下「上限転換価額」という。ただし、下記(ハ)により調整される。）を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(八) 転換価額の調整

転換価額は、平成27年10月29日以降、下記 に掲げる各事由により、次の算式 (以下「転換価額調整式」という。) に従って調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

転換価額調整式により第二回 種優先株式の転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

() 下記 () に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合 (ただし、当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。)) の取得または行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

() 株式の分割 (無償割当てを含む。) をする場合。

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

() 下記 () に定める時価を下回る当初価額をもって当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。

調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込み (新株予約権が無償にて発行される場合は割当日) の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

当会社は、上記 に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、取締役会が適当と判断する転換価額の調整を行うものとする。

() 株式の併合、資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

() その他当会社普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

() 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整は行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。

- () 転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。
- () 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とし、その計算は円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。
- () 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、または基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。
- (二) 上記(ロ)または(ハ)により転換価額の修正または調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正前または調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額およびその適用の日その他必要な事項を第二回 種優先株主に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- (ホ) 取得と引換えに交付すべき普通株式数
第二回 種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第二回 種優先株主が転換請求のために提出した第二回 種優先株式数} \times 10,000\text{円}}{\text{転換価額}}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたって、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (ヘ) 転換請求受付場所
東京都江東区東砂七丁目10番11号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
- (ト) 転換の効力発生
転換請求書および第二回 種優先株式の株券が上記(ヘ)に記載する転換請求受付場所に到着した時に、当会社は当該第二回 種優先株式を取得し、当該転換請求をした株主は、当会社がその取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式の株主となる。ただし、第二回 種優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

以 上